

○ 預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>預金保険法第五十八条の三第一項及び第二項に規定する措置に関する内閣府令</p> <p>（金融機関が講ずべき措置）</p> <p>第一条 預金保険法（以下「法」という。）第五十八条の三第一項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 支払対象預金等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する支払対象預金等をいう。第四号において同じ。）に係る保険金の支払又はその払戻しを円滑にできるようにするために、金融機関（法第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下この条において同じ。）が預金保険機構（以下この条において「機構」という。）から預金等（法第二条第二項に規定する預金等をいう。以下この条において同じ。）に係る債権に関するデータ（以下この条において「支払可能預金等データ」という。）を受け取った後、速やかに当該支払可能預金等データを預金等の払戻しを行っている電子情報処理組織（当該金融機関の電子計算機と当該金融機関又は他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理</p>	<p>預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令</p> <p>第一条 預金保険法（以下「法」という。）第五十八条の三第一項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 支払対象預金等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する支払対象預金等をいう。第四号において同じ。）に係る保険金の支払又はその払戻しを円滑にできるようにするために、金融機関（法第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が預金保険機構（以下「機構」という。）から預金等（法第二条第二項に規定する預金等をいう。以下この号、第三号及び第三項において同じ。）に係る債権に関するデータを受け取った後、速やかに当該データを預金等の払戻しを行っている電子情報処理組織（金融機関の電子計算機と当該金融機関若しくは他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）において処理することができるようにするための</p>

組織をいう。第三項において同じ。)において処理することができるようにするための措置

二 支払可能預金等データを¹用いずに支払対象決済用預金(法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。)の払戻しを行うことができるようにするための措置

三 機構が示す様式に従って保険事故(法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。第五号において同じ。)が発生した後の預金等の変動に係るデータを機構が指定する磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって作成し、又は当該データを電子情報処理組織を利用して、速やかに機構に提出することができるようにするための措置

四 預金者等(法第二条第三項に規定する預金者等をいう。次項において同じ。)に対する債権と支払対象預金等との相殺及び預金等債権の買取り(法第七十条第一項に規定する預金等債権の買取りをいう。)を円滑に行うことができるようにするための措置

五 前各号に掲げるもののほか、保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施に必要な措置

2 支払可能預金等データは、機構が法第五十五条の二第二項の規定により金融機関から提出を受けた資料に基づき作成したデータであつて、預金者等の預金口座につき、保険金計算規定(法第二十一条第一項(法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する保険金計算規定をいう。)により計算した保険金として支払われるべきものとなる額を把握する

措置

二 前号のデータを¹用いずに支払対象決済用預金(法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。)の払戻しを行うことができるようにするための措置

三 機構が示す様式に従って保険事故(法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。)が発生した後の預金等の変動に係るデータを機構が指定する磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって作成し、又は当該データを電子情報処理組織を利用して、速やかに機構に提出することができるようにするための措置

四 預金者等(法第二条第三項に規定する預金者等をいう。次項において同じ。)に対する債権と支払対象預金等との相殺及び預金等債権の買取り(法第七十条第一項に規定する預金等債権の買取りをいう。)その他の必要な業務を円滑に行うことができるようにするための措置
「号を加える。」

2 前項第一号のデータは、機構が法第五十五条の二第二項の規定により金融機関から提出を受けた資料に基づき作成したデータであつて、預金者等の預金口座につき、保険金計算規定(法第二十一条第一項に規定する保険金計算規定をい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。)により計算した保険金として支払われるべきもの

ために必要となるデータを含むものとする。

3 金融機関が電子情報処理組織を使用して預金等の払戻しを行っていない場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「預金等の払戻しを行っている電子情報処理組織（当該金融機関の電子計算機と当該金融機関又は他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）」とあるのは、「電子計算機その他これに類するもの」とする。

（電子決済等取扱業者等が講ずべき措置）

第二条 法第五十八条の三第二項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 委託金融機関（法第三十七条第一項第一号に規定する委託金融機関をいう。次号において同じ。）が前条に定める措置を講ずるために必要な電子情報処理組織の整備
- 二 前号に掲げるもののほか、委託金融機関が前条に定める措置を講ずるために必要な措置

となる額を把握するために必要となるデータを含むものとする。

3 金融機関が電子情報処理組織を使用して預金等の払戻しを行っていない場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「預金等の払戻しを行っている電子情報処理組織（金融機関の電子計算機と当該金融機関若しくは他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）」とあるのは、「電子計算機その他これに類するもの」とする。

第二条 法第五十八条の三第一項の金融機関が郵便貯金銀行（郵政

民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）である場合における同項に規定する内閣府令で定める措置は、前条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる措置とすることができる。

2 前項に規定する措置には、保険金計算規定により計算した保険金の支払を行うことができるようにするための措置を含むものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。